

第299回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和6年3月8日(金)

於 　：県北振興局天満庁舎 2階A会議室
（佐世保市）

第299回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和6年3月8日(金) 13時55分 ～ 16時30分
2. 通知年月日 令和6年2月29日(金)
3. 公示年月日 令和6年2月29日(金)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階A会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享、志水正司、高平真二、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 なし
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、笹山次長、前川係長、青木書記
貞松係長(壱岐駐在)
漁業振興課 本田参事、吉川係長、本多主任技師、伊藤技師
9. 議案
 - ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
 - ・第2号議案 定置漁業の免許について(諮問)
 - ・第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)
 - ・その他 知事が行う助言、指導及び勧告に関する運用指針の変更(報告)
知事管理漁獲可能量の変更(報告)

10. 議 事

開 会 13:55

(13時55分 開始)

事務局長

ただいまより、第299回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

事務局長の琴岡でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。

本日は、委員の皆様15名全員にご出席いただいておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は議案の説明のため漁業振興課から本田参事、吉川係長、本多主任技師、伊藤技師が出席しております。

漁業振興課

(挨拶)

事務局長

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「後藤委員」と「志水委員」にお願いいたします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)

第2号議案 定置漁業の免許について(諮問)

第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)

第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める
「くろまぐろ」の変更について(協議)

その他

となっております。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効
期間について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

今回、本庁許可の「もじゃこすくい網漁業」「小型いかつり漁業」および県北振興局専
決許可の「2そうびき船びき網漁業」について、それぞれ長崎県知事から諮問が来てお
りますので順番に説明いたします。

(諮問文朗読)

(資料説明)

- 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間につ
いて
- ・本庁許可 もじゃこすくい網漁業
 - ・本庁許可 小型いかつり漁業
 - ・県北振興局専決許可 2そうびき船びき網漁業(薄香地区)

会長

2そうびき船びき網漁業について平戸地区に住所を有する者となっておりますが、薄
香地区だと思うので後で確認して訂正するかもしれません。

会長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。
高平委員	これは、今までの内容のと通りの許可ですか。薄香地区というのがあたらしくできたのですか。
事務局	会長が先ほどおっしゃられたのは住所の要件のところだと思いますが、漁業種類名を薄香地区としており、許可の方針上は平戸市に住所を有する者としております。
会長	わかりました。後で確認します。
会長	ご質問等もないようですので、諮問ごとに分けて採決します。 はじめに、本庁許可の「もじゃこすくい網漁業」「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので本庁許可の「もじゃこすくい網漁業」「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	続きまして、県北振興局許可の「2そうびき船びき網漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

会長 ご異議もないようですので県北振興局専決許可の「2そうびき船びき網漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長 続きまして、第2号議案「定置漁業の免許について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 (諮問文朗読)

(資料説明)

○第2号議案 定置漁業の免許について

- ・免許申請の概要
- ・審査表の説明
- ・審査の流れ

会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

会長 水深は何メートルですか。

事務局 大型定置ですので、27メートル以上です。

会長 わかりました。

会長 他にご質問等もないようですので、第2号議案は諮問原案どおり免許することにご異

議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第2号議案「定置漁業の免許について(諮問)」は、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読)

説明については漁業振興課からお願いします。

漁業振興課

(資料説明)

○第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について…令和6管理年度の当初配分案

【都道府県別漁獲可能量】

くろまぐろ(小型魚):728.900トン

くろまぐろ(大型魚):173.900トン

するめいか:現行水準

【知事管理漁獲可能量】

長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業:41.289トン

長崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業:673.139トン

長崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業:52.125トン

長崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業:118.929トン

長崎県するめいか漁業:現行水準

・くろまぐろの小型魚、大型魚それぞれについて、長崎県内の海区別の配分を説明。

・するめいかは現行水準の場合の目安数量786トン、基本シェア2.71%。

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

大久保委員

するめいかのTACについて、資料のように大臣管理と知事管理に分けられているが、当初配分の70%を達成しないと留保から追加配分をもらえないようになっていきます。小型いかつりは全国的に不漁ですので、小型いかつりにとって留保枠はないようなものです。ところが、沖底は70%を達成できるので、水産庁は沖底のために落としどころを作っています。こういう制度の作り方をすると、資源がなくなります。

小型いかつりで70%達成は難しいです。長崎県がオーバーした時には他県からもらえるようにしなければなりません。先に獲られたら、留保枠がなくなってしまいますので。この制度は、沖底のために作られていると思います。ここで言ってもしょうがないですけれど。

会長

他に意見はありますか。

豊増委員

国のやる事だから聞かないといけないのかもしれませんが、漁協の正組合員数が3分の1ほどに減っています。そういう状況の中資源管理をして制限をかけるということは、漁業者の所得が減って漁業者の負担になっているということを国も県も考えてほしいと思います。漁業者の所得が増えるような政策をしてほしいと思います。長崎県は水産県ですから、特に考えていただきたいです。

会長

特にこのことについては怒っている委員さんも多いと思いますので、よろしく願いします。

漁業振興課

現在進んでいるTAC魚種の拡大が私たちが思うよりも早く進んでおり、私たちが皆様と同じく不安を感じているところではあります。豊増委員のおっしゃる通り、資源管理の前提は漁業者の生活を守ることです。機会があるたびに水産庁に申し上げておりますし、これからも繰り返し伝えていきます。

会長

今、漁業振興課が言ったことは議事録に明確に残しておいてください。答申した後にいろいろ言われるとまた問題になります。

他にご意見ありませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご質問等もないようですので、第3号議案は諮問原案どおり設定することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案『長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)』を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(協議文朗読)

漁業振興課

(資料説明)

○第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について

- ・「第○管理期間」を、今後は「令和○管理年度」という表記に変更。
- ・知事管理漁獲可能量を変更。
- ・小型魚から大型魚への不等量交換について追記。
- ・小型定置漁業の追記。
- ・令和6管理年度の海区別又は採捕の種類別の割当量については、令和5管理年度と同様。
- ・令和6管理年度のオリンピック方式については、令和5管理年度と同様。
- ・令和6管理年度の県の留保枠は、令和5管理年度と同様2%。

説明は以上となります。

これまでの経緯を話しますと、2月21日の海区漁協長会で長崎県資源管理方針の骨子について当方から説明し、了承をもらっております。この骨子に基づき、県計画を策定しましたので内容についてご協議をお願いします。

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

このことについては事務局が言っておりましたとおり、7海区会長会であったので大久保委員の方から説明をお願いできませんか。

大久保委員

2月21日に7海区会長会が開かれました。割当量の見直しは難しいことであり、現状のままになりました。追加配分については、海区調整委員会の意見を聴きながら決めていくということで会は終わりました。詳しい内容は、県の吉川さんから説明をお願いし

ます。

漁業振興課

私も7海区会長会に出席しておりましたので、内容について説明させていただきます。2024年のWCPFCの国際会議で、増枠について議論されると水産庁から聞いております。7月に北小委員会が国内で開催され、研究機関で増枠可能かの審議を経て、そこで合意されれば、2024年12月にWCPFCの年次会合で増枠を国際間で協議するスケジュールを伺っているところです。漁業者の皆様から伺っていますとおり、クロマグロ資源は増加傾向にあるということで、国も増枠を見越して都道府県と協議を進めたい考えです。もちろん国際会議ですので確約はできませんが、国としては増枠を勝ち得る前提で県と話をしたいと伺っております。増枠を勝ち得たら、国内配分を変更する協議をすると国から説明を受けております。それに伴って、県内の配分について、このままでいいのか、改善点はないのかということについて協議いただけないかということで情報提供いたしました。今年2月1日から2月16日に行われましたオリンピック方式も始めてから5年が経過しましたので、今後について何か改善点はないかというご提案をいただいて、それぞれの海区で協議をしようということになったと認識しております。また、7海区会長会に出席された県北海区代表の代理出席者からは、「令和6管理年度の当初配分については4月から始まることもあってルールを変えることは難しいかもしれないが、5月から6月の追加配分についてはまた7海区会長会を開催してどういう方法がいいのかというのを議論できないか。」という意見が出て、合意されたと認識しております。県といたしましても、現在の方法が固定的で、皆さんの納得できる方法にしないといけないと思っています。現在の方法でずっとしないといけないとは思っていませんので、漁業者の皆様でご協議していただいた上で、7海区会長会での協議が進むように、県としても配分案の具体的なシミュレーションを提示したりご協力をさせていただきたいと思っております。

会長

皆さん、何か意見はありませんか。

浦田委員

小型魚と大型魚の交換の件ですが、これは1回限りですか。

漁業振興課

令和6年度から小型魚を大型魚に1.4倍にして振り替えることができる新たな措置ができます。これに関して、国からの説明では4月から5月にかけて年1回だけ要望調査を実施すると聞いております。

大久保委員

オリンピックのことも話していいですか。

漁業振興課

県がどうして下さいということとはできないので、お願いします。

大久保委員

今年のオリンピックは217トンの枠がありましたが、2週間で全部消化しました。そうしたら、2000円くらいだった単価が一気に獲れたことで、1000円を割ってしまいました。魚価が安定しないので、2月と3月で分けてオリンピックを実施していただきたい。長崎県の枠は728トンと全国で一番多いので、これをオリンピックで消化しておかないと何百トンと余った場合、他県から追及されてしまいます。だから、私はオリンピック方式には賛成です。

壱岐はオリンピック枠の217トンの中で半数以上抛出しています。マグロは回遊でいつ来るかわからないのです。大型魚でも2週間で50トン獲って、あと10日間で全部獲ってしまうと止めてしまいました。後の100隻が釣っていないから、冬にマグロが来遊した時にこの人たちが獲れなくなつてはいけません。枠をたくさん持っていますが、7,80トン提供しています。長崎県の枠ですから、皆さんに平等に提供しています。そして、なんとかやりくりしています。今の現状が一番良いと思っています。オリンピックをせず自分たちのところだけで獲ったら、絶対に何百トンか余ります。そうすると、長崎県が一番枠が多いので、他県から追及されてしまいます。対馬の方から獲れるようになり、北松、壱岐、五島は最後に回ってきます。だから、2月と3月にオリンピックを分けて

ほしいと思います。

会長

他にありませんか。

豊増委員

県の方にも要望していましたが、大型まき網と沿岸漁業の実施月が異なり、大型まき網は1月から、沿岸漁業は4月からです。同一期間で実施してくれないかと毎回言っていますが、「承ります」と言っても何も前進していません。それについて、意見を聞きたいと思います。

漁業振興課

大中まき網は1月から12月、都道府県は4月から3月と管理期間が違うということは、実態としてあります。それに関して、都道府県の担当者会議で管理年度の見直しが必要であるという議論がされている事実は認識しております。3月に終了するということは、管理する県の立場からしても不利であり、我々も見直しは必要であると感じてはいますが、全国的な話であるためなかなか協議が進んでいないというのが実情です。明確な回答ではありませんが、現状を報告させていただきます。

豊増委員

私は、なぜ大型まき網と沿岸漁業の管理期間を同一にできないのかを聞いています。

高平委員

県に聞いたか水産庁に聞いたか忘れましたが、TACの管理期間をずらしているのは大中まきが余ったら、沿岸漁業に融通できるからと聞きました。説明ではうまいこと説明するが、そんなことはしていないですよ。

豊増委員

大型まき網は夏の時期に獲って、12月には終わっています。

漁業振興課

国の小型魚の枠が2000から1800トン程度でスタートして、12月に終わるときには12

00トンまで減っています。差し引き減った分を、各都道府県の小型魚と大型魚の等価交換の原資に使っています。時期がずれていることで、未利用枠を利用しているということは事実としてあります。

会長

5, 6年前に全定置協議会に長崎県が加入してくれという話があったときに、沿岸漁業が4月から3月までにしたのは、大臣許可が残ったときは沿岸漁業に振り込むということでした。また、県内配分の基準年として壱岐でたくさんまぐろが獲れて県北ではあまり獲れていなかった平成22～24年のデータを使っており、その見直しをせず、余ったときは県北に融通するという方法を調整すると言っていたが、県がしませんでした。何年か前に60トンほど余らして、枠を返したことがありました。その時、県北は逃がしているのです。県は口だけ言って何もしていません。県が調整するべきです。漁業者をいじめるばかりではないですか。何でもかんでもTACにするでしょう。

答申しなくても県が勝手に決めるようなことをしたら、何のための諮問委員会かわかりません。このことはしっかり議事録に残しておいてください。

このことについて、他にご意見はありませんか。

各委員

ありません。

会長

ご異議もないようですので、第4号議案『長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)』は、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定いたしました。

20分まで休憩します。

(15時10分 休会)

(15時20分 再開)

会長

委員会を再開します

続きまして、「その他」につきまして、漁業振興課から『知事が行う助言、指導及び勧告に関する運用指針の変更(報告)』について説明をお願いします。

漁業振興課

(資料説明)

○その他 知事が行う助言、指導及び勧告に関する運用指針の変更(報告)

・令和6管理年度から「まいわし」が現行水準から数量明示になったことによる、まいわしの規定を追加する変更。

・一部字句の修正。

会長

この件について何かありませんか。

各委員

ありません。

会長

続きまして、漁業振興課から『知事管理漁獲可能量の変更(報告)』について説明をお願いします。

漁業振興課

(資料説明)

○その他 知事管理漁獲可能量の変更(報告)

【まさば及びごまさばの追加配分】

・昨年12月(2回目)

長崎県枠28,400トン→30,200トン。

うち中型まき網漁業枠26,500トン→28,200トン

・今年2月(3回目)

長崎県枠30,200トン→31,700トン。

うち中型まき網業枠28,200トン→29,700トン

【まいわしの追加配分】

・昨年2月(1回目)

長崎県枠16,400トン→32,000トン。

うち中型まき網漁業枠15,470トン→30,340トン

高平委員

最終的には、県の留保で融通が利きますね。定置漁業や一本釣りなどは県の留保に入るのですか。

漁業振興課

資料91ページのまいわしを例に説明します。県全体のTAC32,000トンで、県留保1,600トンと中型まき網枠の30,340トンとの差し引き60トンになります。この残りの60トンが沿岸漁業の現行水準の目安数量になります。この60トンを超えてもすぐに採捕停止にするわけではなく、県の留保を使って、停止しないで良いようにします。

高平委員

わかりました。

会長

他に何かありますか。

各委員

ありません。

会長

事務局から何かありますか。

事務局

北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)免許後の漁場監視について報告させていただきます。

前回の委員会までもある程度報告させていただいていましたけれども、それに付け加えて報告させていただきます。資料の④までが前回までに報告していた内容です。

⑤から説明させていただきます。令和6年1月30日に漁場監視を行いまして、魚類養

殖の周辺の区画漁業権漁場において、ポンプ船を使った貝洗いは行われていませんでした。停泊していたポンプ船を確認したところ、排水口にはネットが設置されており、溜枘の仕切も正常に取り付けられていました。

続きまして、⑥令和6年2月16日に漁場監視調査を行ったところ、魚類養殖の周辺の区画漁業権漁場において、ポンプ船を使った貝洗いは行われていませんでした。今後の予定を確認しましたところ、3月から4月頃、水温を見ながら貝を高島から当該漁場に持ってくるとのことでありました。3～4月以降に現地で貝洗いが始まるものと考えています。さらに調査・指導をしっかりと行い、県の指導を守っているか確認し、皆様に報告し情報共有していきたいと思えます。

会長

この件に関して、皆さんから何かありませんか。

後藤委員

もう数回県とやり取りしていて、片岡委員から資料を皆さんにお配りしております。その中で私が疑問なのが、以前もお聞きしましたが、海区調整委員とは何なのかということです。県はこのことについて適正にしたというような回答をもらっていますが、漁業法70条の「海区調整委員の意見を聴かなければならない」となっており、意見を聴くだけで答申なくして免許してよいのかということで、このことについて継続審議になっていると認識しております。県は海区調整委員の意見を聴いただけで免許を出してよいのか伺います。例えば、今日の議題の小値賀の定置漁業の免許を答申保留した場合、免許するのですか。今日は、会長が異議ないことを聞いて決をとって答申したわけですが、先の養殖業者については保留されていました。9月1日には免許しないといけないと言って、適正と認めて県は免許しました。このことについておかしいのではないかとということで、海区調整委員の皆さんの同意を得てこのような状況になっています。意見を聴くだけで免許できるのか回答をお願いします。

もう一つは「佐世保市漁協に真珠業者への指導結果と濁水発生防止策を報告させていただきました」と回答がありますが、佐世保市漁協は受けていないと言っています。こ

れはいつどこで誰が報告したのか具体的に教えてください。

漁業振興課

まず一点目ですが、今回の小値賀の定置を答申保留にした場合、県はどうするのかという質問でした。調整委員会にお願いしたいのは、県の執行機関としての責務は重要ということで質問書にかかれていたと思いますが、答申をしない、保留にするなどの判断は、海区調整委員会で十分に議論していただいてなぜ答申しないのか理由を明確にして決議していただきたいと思います。今回の小値賀の定置ですけれども、免許申請者が適格性を有する者であると説明させていただきました。本日は漁場計画を変更しそれに申請があったため、法の70条に基づき委員会の意見を聴くというものであります。法の73条に定める免許をしなければならない適格性に問題がないにもかかわらず、答申がないことを理由に県が不免許にすることはできないと考えております。

後藤委員

そうしたら、海区調整委員に意見を聴いただけで答申なしで免許をしていいということですね。海区調整委員は何のためにあるのですか。「尊重して」と言っていますが、実際そうではないじゃないですか。だからこういう問題が出ています。

漁業振興課

まずは答申をいただけるように、お答えをさしあげ…

後藤委員

答えが出ていないではないですか。答えが出ていないのに、免許を出したから問題になっています。

漁業振興課

免許の有効期間が迫る中、県も一番の問題の濁り水の対策を取るよう真珠養殖業者に対して指導を行って、「魚類養殖の近くでは洗浄作業をしない」、「溜枘を作り作業をする」ことを約束させました。それを報告して期間内に委員会を開き答申をいただくとう会長にも相談して努力しましたがけれども、最終的に開催できませんでした。最終的に県の許認可庁としての判断で、法に基づいて免許しなければならないという判断をし、免

許しました。この間、様々な混乱が生じたことをお詫び申し上げます。

豊増委員

今の説明で納得いかないのは、有効期間が切れるから免許しないといけないと言っていますが、調整委員会でこの問題は当事者間の協議を終えたうえで、調整委員会で協議するとなっていたはずですが。県は免許しなければならないと言っていますが、答申保留にした時になぜその説明をしなかったのですか。誰の命令で、免許を出せるようになったのですか。この調整委員会では留保すると決定しました。再度協議して答申するとなっていたんですよ。その時に説明があれば何も問題なかったのに。

会長

県は勘違いしています。私は、調整委員会で答申保留にしたのは、佐世保市漁協と佐世保市相浦漁協とTASAKI真珠の話し合いがついてから、委員会を開くということにしました。そうですよね、皆さん。

各委員

そうです。

会長

それで調整がつかなかったから免許したということが分かりません。9月に免許しないといけないとしても、何度もどうにかありませんかとTASAKI真珠もここに来て頭を下げるべきです。そうしないからこういう問題が起こります。佐世保市漁協は納得していませんよ。

真珠だけでなく、大型定置をするときも近隣の漁協の同意もらうことになっているはずですが。近隣漁協の同意について報告がなかったから、先ほど大型定置か小型定置か聞いたのです。70条で委員会の意見を聴きなさいとなっているのに、あなたたちが聴かないからこういうことになります。だから、今回の委員会では答申したことを明確に記録に残してくださいと何度も言っています。知りませんと言う訳にはいきませんよ。

後藤委員

県は、我々の意見を聴くことになっているが、答申がなくて免許を出していいのかを私

は聞きたい。ちゃんと指導をしていますと県は言いますが、それは関係ありません。答申なしで海区調整員の話をお聴きだけで免許をして良いのかを知りたいのです。おかしいと思いませんか。法律ではどうなっているのですか。

漁業振興課

法律では、諮問・答申ということの規定はありません。意見を聴くこととされています。

後藤委員

では、意見を聴いてダメですよとなったときはどうなるのですか。免許を出してしまうのでしょうか。それでは調整委員は何のためにあるのですか。漁業を調整するためでしょうか。

漁業振興課

まずは、県の意見と漁業調整委員会の意見を一致させることが一番です。それを8月に何度も試みたのですが、うまく開催できませんでした。

後藤委員

それはあなたたちが勝手なことをするからでしょう。我々としてはトラブルがないように解決しないと免許を出せないというのが調整委員会の立場ではないですか。免許していいと言えませんよ。あなたたちがこの立場になったらどうなりますか。逆の立場になった時、文句を言うのではないですか。法律の前に、そういう立場が一番大事だと思いますよ。

片岡委員

発言するつもりはあまりなかったのですが、佐世保市漁協はどうでも良くてですね。何度も同じ説明をするのも嫌ですけど、今回は佐世保市漁協でこういう問題が起きましたが、他の場所で起きた時にも同じです。今指導していますとおっしゃいましたが、今回問題になっているのはそもそもなぜ佐世保市漁協が免許前に適格性がないですよ問題提起していたのに指導を一切しなかったのかです。漁業法6条の責務を放棄しているのではないかと思います。質問書と回答書は今後もずっと続けていくことになるでしょうから、まだあいまいな答えしか来ていませんし、前回のものに関しては虚偽のものが入っているので、そこを突いていこうと思います。

後藤委員がおっしゃっていた答申がなくても聴いただけで免許をするのかを伺います。法律の70条で聴かなければならないとなっていますが、諮問というものの意味と答申というものの意味を県がどう受け取っているのかお尋ねします。今後も答申がなくても同じように免許を出していくのか、出していくということでもいいのですね。

漁業振興課

答申をいただきたいと思っています。

後藤委員

いただきたいではなくて、答申をしないでも免許は出るのかを聞いています。

漁業振興課

8月の案件がこういう風になってしまったことは非常に残念だったと思います。申し訳ございません。この場で法律のことを発言するとそればかりを言うと言われてしまいますが、県は法を執行する立場ですので法律に基づいていろんな事情を勘案して、いろいろなところに不利益が起これないように調整しながら、最終的に免許する判断をさせていただきました。

後藤委員

実際、片方には不利益が起こっているじゃないですか。

会長

県は、このことを解決するという誠意がないのです。県が私にどうしますかとか一言も言わずに免許しました。馬鹿にしています。法律で解決する問題ではないです。法も人間が作るものなので。指導する立場の県が曖昧にしたら、この会は立ちませんよ。

豊増委員

真珠養殖について免許しないといけないという既成事実があるという風に県の発言を受け取りました。以前から免許を持っている人に免許しないといけないとどこに書いてあるのですか。免許しないといけない既成事実があるという風に受け取りましたが、いいのですか。

漁業振興課 現在の漁業法では、「免許をしなければいけない」という規定が設けられています。これにつきましては、今まで免許していた人が必ずしも免許を受けられるということではありません。73条で規定されていますが、「適格性がある」、令和5年3月に県北の漁業調整委員会で策定した「漁場計画と同じ内容の申請が出てきた」ものに関しては免許しなければならないという規定が設けられており、これに基づき免許手続きをしました。

豊増委員 ちょっと納得はいきません。
漁協がそれぞれ漁業権を持っています。真珠養殖の区域についてはその中に入らないということになると理解していいですか。

漁業振興課 各漁協の共同漁業権に重複する形で、区画漁業権も設定されています。

豊増委員 真珠養殖の区画漁業権は共同漁業権には入らない、漁協の漁業権ではないと理解しないとイケないのですか。

漁業振興課 共同漁業権に重なる形で区画漁業権は免許されていますが、いけすが設置されているところでは操業できないという整理になっています。

豊増委員 ちょっとよくわかりません。

片岡委員 ここで法律の話はしたくありませんが、適切かつ有効に使っていないので適格性を有していないと佐世保市漁協がお伝えしていて、その時に指導していただけるものかと信じていました。しかし、8月の免許更新の段階で何もしていなかったことがわかったので、そもそも審議できない、免許更新できないということになり、保留し継続審議になったはずです。今のままでは免許更新できないので、免許できるように調整してくださいと

なったはずですが。これに関しては佐世保市漁協の問題であって、ある意味全体の問題でもあります。その後そういう状況で海区調整委員という諮問機関が答申をせず保留になったにもかかわらず、免許されました。こちらの認識としては答申が意見、県の回答では会の中で委員さんの話を聴いたので意見を聴いたと言っています。そうなのであれば後藤委員のおっしゃる通り、会で答申する意味がないし、聴く意味もないでしょうという話です。

周りの漁業者に迷惑をかけていて紛争が起こっている、適格性がないでしょうと佐世保市漁協から話をしていた。その中で前提条件として、漁業又は労働に関する法律に違反してないのかということ72条の1に書いてあります。そもそも漁業の法律に違反しているという話で始まっているのに、なぜ県は指導をしなかったのかをお聞きします。また、そのせいで審議できず、免許の答申が保留になってしまった状態で調整をするように海区調整委員から指示があったにもかかわらず、努力したとおっしゃいますが努力したとは個人的には思えませんし、勝手に免許されました。

佐世保市漁協からスタートした問題ですが、海区調整委員会の皆さんが怒っているのは委員会をないがしろにしたことです。海区調整委員の意見を全く聴かず、尊重せず反対のことをしていることに関して、説明がありません。そもそも最初に現場の関係地区が話をしているのに、その時に指導をしなかったのかの説明もありません。納得できないところばかりなので、諮問継続中ですけども、質問しながら回答が出てくるまで続けていこうとしています。法の解釈と県は言うのですがどうなのか、国語辞典を調べても日本語としてそうは取れないのです。県は味方だと思いたいところもあるのですが、この件で信頼できなくなりました。そこをどうにか改善したいと思っています。

端的な答えがなかったですが、事実答申がなく皆さんが意見をポツポツ言ったから意見を聴いたとして免許されましたが、今後もこういう方法で免許していくということですか。

向けて、これから意見が一致するように情報提供をこまめにしながら、正常な状態で答申をいただけるような努力を重ねていきたいと思っております。

豊増委員

反対答申した場合は、それは受け付けませんと言っているように聞こえますが。

漁業振興課

県と委員会の意見が一致しない場合は、一致するようにできるだけ努力を重ねていきます。

豊増委員

一致しないから片岡委員が言うような問題になっています。

片岡委員

回答をいただきたいのですが。今の話では回答になっていません。答申がなくても、免許されるということでいいですか。

漁業振興課

今後県が諮問したものに答申がいただけるように努力しますし、答申をいただきたいと思っております。

片岡委員

そのうえで答申がない場合はどうしますか。

漁業振興課

個別の案件については、状況を判断しながらやっていくことになると思います。ただ、答申をいただけるようにできるだけ努力していきたいと思っております。

片岡委員

答申がなかった場合にはどうしますか。同じように免許するのですか。

漁業振興課

そこは法に基づいて、どういう方法が一番良いのかを考えて、委員会に理解が得られるような形をできるだけ取りつつ、最終的な判断はしていきたいと思っております。

高平委員

漁船漁業の場合は、正組合員が漁協に許可をお願いして、海区調整委員と県に行って漁業ができますよね。真珠などの個人免許は、共同漁業権内は漁協が管理するとなっているのに、なぜ真珠だけ個人免許になるのかわかりません。刺し網などの漁業は個人免許という言い方はしませんよね。個人というなら法人はダメなのかという屁理屈みたいですが、その辺が良くわかりません。

豊増委員

個人であろうが、毎年の切り替えで答申をするわけではないですか。その諮問について、調整委員会で議論してダメな場合でも県がすべての権利を持っているなら、免許を出すと言っていますよね。それでは、調整委員会を設置する意味がありません。海区漁協長会に諮問した方がよっぽど良いかもしれません。片岡委員の言う通り、正確な回答がないと何の解決にもなりません。裁判でもしない限り決着が付きません。

高平委員

県は明確な回答ができないのですか。出来ないなら出来ないとはっきり言った方が良いのではないですか。諮問して回答がなくても免許を出せるのか聞いているのに対して、なるべく努力しますとかそういう言い方でのりくりして何を言いたいかわかりません。

浦田委員

法律は海区調整委員会に意見を聴くとなっていますが、トラブルが生じた場合は県の中に立って委員会の中でかけてきましたから、ただ法律上免許しました。でも、漁協が納得してなくて、県だけ納得して免許しました。これでは委員会にかけた意味がありません。

県は法律を変えられないと思いますが、法律が変えられないとしても話の大事なところがあります。互いが納得するようにして、県が免許できていればいいのですが、免許したことが県の身勝手な考え方だと思います。今後は、海区調整委員会に諮っているのですから、どうしたら一番いい方法があるのか県も絶対に皆さんが納得する打開策をとっていかないとはいけません。

後藤委員

片岡委員が言ったように、こういう状況があると県に言ったにもかかわらず県が指導していないことが一番の原因です。それをしていれば、こういう問題はなかったかもしれないのに、なぜ県が指導しなかったのですか。組合員の代表者が来て言っているのに、なぜしなかったのですか。真珠業者の味方をしているようにしか思えないんですよ。なぜ県は指導しなかったのですか。終わってから指導する、コミュニケーションを委員会ととると言っています。それがおかしいと思います。

漁業振興課

組合から相談があったという話は事実だと思います。具体的に汚水の話が出たのが4月頃だと思います。8月の漁業調整委員会で事務局次長からも話があったと思いますが、その時には、民民の話なので汚水のことについても結んでらっしゃる行使契約で条件付けをすればよいのではないかとご指導を差し上げました。汚水がどれくらいなのかは現場の調査はしていない状況でした。改めて、8月17日に濁水の問題が非常に調整上問題があるとお聞きしたので、その後に遅ればせながら現地調査を行い、指導をしました。そこに関しては、現場対応が遅れましたことがあります。

後藤委員

そこは認めるのですね。

漁業振興課

はい。

会長

県が相談を受けたということは明確に記録しておいてください。後で知らないと言われたら困ります。

片岡委員

先ほどからずっと、法にのっとってとおっしゃいますが、なぜ指導は法にのっとって行わなかったのですか。民民と言われましたが、漁業法をしっかり読んでいけばその指導は義務であり責務だと思います。なぜそこをしなかったのか、なぜそこだけ法を守らな

かったのか不思議でなりません。

漁業振興課

指導には2種類あると思います。漁業法に基づく指導もありますが、免許庁である我々は行政手続法に基づく指導もしております。今回5月の民民の行使契約のご提案は、行政手続法に基づく一般的な指導ということでご理解いただけたらと思います。

片岡委員

では、なぜ指導しなかったのですか。

漁業振興課

5月の時点で行使契約書による改善を提案しました。その後、佐世保市漁協から特段相談を受けていなかったもので、解決をしたものと認識していました。

片岡委員

を受けていなかったと。そこはきちんと調べてください。

漁業振興課

5月以降にでしょうか。

片岡委員

5月以前も5月以降も両方ですね。

漁業振興課

最後にやり取りがあったのは5月下旬と認識しております。

片岡委員

それは行使契約書の件ですよ。それだけの話ではないです。

漁業振興課

その後、この話が出たのは8月の漁調委だと認識しております。

片岡委員

指導をしなかったのは、佐世保市漁協に提案したからということですか。

漁業振興課

その後、相談がなかったものと認識しております。

片岡委員 そこは別で話をします。確認しておいてください。

漁業振興課 承知いたしました。

片岡委員 佐世保市相浦漁協からも言っているはずです。

会長 このことに関しては、明確に何のために調整委員会に諮問するのか、県は答申せずに免許を出しました。まだ日にちがあったのだから、ちょっと待って免許を遅らせたりできたはずです。誰かTASAKIから迷惑をかけたと言われた人はいますか。私なら調整委員会の皆さんに迷惑かけてすいませんと言うくらいのはします。そういう人情的な温かさが無いから、こういう問題になります。県は法的法的と言いますが、法は人が作るものなのでありますから。

 そういうことで皆さんの方から他にございませんか。

豊増委員 諮問をかけることについて、養殖についてだけがそういう見解を持っていて、もしその他の漁業関係の免許に関して答申が出なかったときは、おそらく免許を出さないと思ったのですが、そう解釈して良いですか。あなたたちでは回答できないでしょうから、一度この会に水産部長や次長あたりが来て、免許のゴーサインを出したのしょうから説明するようにしてください。知事の名前で免許しているのしょうけど、名前だけでしょう。

 納得できません。漁業調整委員会の委員としても、こんなことなら委員を外れても良いと思ってしまいます。

片岡委員 これだけのメンバーを集めている会なので、県の方から言われているような認識だとその意義がないという状況です。県と漁業者、漁業者を守る立場の皆さんがタグを組んで、漁業者のためになるようにということが一番の目的です。今回の件の対応は、質問

書と回答書は今後も共有していきますが皆さんにお見せしている回答書のように誠意が見られないのです。信用ができなくなるのが必然です。今後、一つ一つの作業で根拠を求めなければならなかったり、これまで信用があったので省けていたことを信用がなくなったので時間をかけてやらないといけなくなり、マイナスしかありません。なぜそんなに誠意がない対応をされるのか。佐世保市漁協に対してもですし、これだけのメンバーを集めている海区調整委員に対しても誠意がない対応なのか不思議でならないです。今後も皆さんに報告しながらやっていきます。

先ほどの話は、回答ができないということによろしいですか。答申書がなくても免許を出すのですか。答申書がないとダメな時もあるしなくても良い時もあるし、状況によって変わるのですか。継続中の案件で。

漁業振興課

今回の案件では、結果的にそういう対応を取らせていただきましたが、今後は答申がいただけるようにやっていきたいと思えます。歯切れの悪い回答をしていて申し訳ないと思えます。免許をしないことによって不利益を生じた場合、訴訟に発展する可能性があります。その時に、調整委員会に多大なるご迷惑をおかけしてしまうことも考えられます。法に法にと言いますのは、そういった裁判にきちんと対応できるように考慮しております。あまりこの場でお話をするとう議事録にも残り、裁判の証拠に使われる可能性がありますので、こころへんで差し控えさせていただきます。そういった事態も含めて、県は判断させていただきました。

片岡委員

発言できないと。

会長

不利益とか法的とかをなしにして、県の方がこれだけの人の皆さんに誠意を見せて、今後はこういうことがないようにしますと一言言えばよいのです。

豊増委員

次回からでもこういう案件が出てくるでしょうから、外してください。各漁協と話したうえ

で、各漁協から申請するなどしてくれないと困ります。また同じような問題が出てくるのではないですか。

会長 このことに対しては、皆さん考えておいてください。このことに対しては、継続審議ということで良いですか。

各委員 はい。

豊増委員 早く県の方針を出していただいて、免許をどうするか結論を出さないといけません。

会長 片岡委員、何かありますか。

片岡委員 佐世保市漁協としてではなく、海区調整委員として誠意を見せてもらいたいと思います。免許をしないことによって被る不利益とおっしゃいましたけれど、免許をすることによって不利益を被っています。

会長 皆さんも免許をしないといけないことはわかっています。その順序を間違っているから、こういう問題になっています。それを間違えないように、説明しないといけません。皆さんいいですね。

各委員 はい。

会長 他に皆さんからありませんか。

各委員 ありません。

会長

事務局から何かありませんか。

事務局

ありません。

会長

何回も言いますが、この真珠の件は、継続審議です。よろしいですね。

各委員

はい。

会長

他にご意見等もないようですので、これをもちまして、第299回の長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 16:30

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印